

令和 6 年 8 月定例会 資料

長浜市教育委員会

令和6年8月長浜市教育委員会定例会 議事日程

令和6年8月20日（火） 午後1時30分～

長浜市役所5階 教育委員会室

1. 開 会

2. 議 事

日程第1 会議録署名委員指名

日程第2 会議録の承認

7月定例会

日程第3 教育長の報告

日程第4 議案審議

議案第24号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

議案第25号 議会の議決に経るべき教育関係議案に関する意見について

議案第26号 学校運営協議会委員の任命及び解任について

日程第5 協議・報告事項

（1）「長浜市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金の交付要綱」の
制定について

（2）令和7年度幼稚園・保育所・認定こども園入園（入所）募集について

日程第6 その他

3. 閉 会

令和6年9月教育委員会定例会開催日程 9月25日（水）午後1時30分～

教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定に基づく教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書を別紙のとおり作成することについて、教育委員会の議決を求める。

令和 6 年 8 月 20 日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

学校運営協議会委員の任命及び解任について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5第2項及び長浜市立学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成23年長浜市教育委員会規則第2号）第6条の規定に基づき、学校運営協議会委員を次のとおり任命及び解任することについて、教育委員会の議決を求める。

令和6年8月20日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

任命

学校名	区分	氏名	備考
長浜市立木之本小学校	地域住民	三國 隆司	新規

任期は、令和6年8月21日から令和7年3月31日までとする。

解任

学校名	区分	氏名	備考
長浜市立木之本小学校	地域住民	林 守	

解任日は、令和6年8月20日とする。

長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：教育指導課

件 名：長浜市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付要綱の制定
について

第1 制定・改廃理由

不登校児童生徒の社会的自立を図るとともに、多様な学びの場を確保することを目的として、不登校児童生徒がフリースクール等民間施設を利用するために要する経費に対して交付する「長浜市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金」に関して必要な事項を要綱として定めるもの。

第2 要点

児童生徒の保護者がフリースクール等民間施設に支払う授業料（以下「補助対象経費」）に対し補助金を交付するもので、補助対象等を次のように定める。

補助対象

- ・申請日の前1年以内の期間、在籍校に延べ30日以上登校していない児童生徒の保護者であること。
- ・週1回以上フリースクール等民間施設に通所する児童生徒の保護者であること。
- ・児童生徒の様子等に関する情報について、フリースクール等民間施設が在籍学校に情報提供することを承諾すること。
- ・生活保護費又は就学援助費を受給していること。

要綱における民間施設の基準

- ・不登校児童生徒に対する支援を主たる目的としていること。
- ・教員免許保持者、公認心理士、社会福祉士等の指導・相談に関する専門的知識を有する運営者又は指導・相談スタッフが在籍していること。
- ・性犯罪に関わっていたと市長が別に定める基準に該当したことがある者が、運営者及び指導・相談スタッフとして在籍していないこと。
- ・学校の授業時間内（おおむね午前8時30分から午後4時00分まで）に不登校児童生徒の受入れができること。
- ・学校及び市に対し不登校児童生徒及びその家庭の支援に必要な情報交換その他の連携・協力が可能であること。

補助金の額

フリースクール等民間施設に支払う補助対象経費に次の補助率を乗じた額。ただし、月額1万円を限度とする。

- ・生活保護費を受給する世帯 100分の100
- ・就学援助費を受給する世帯 100分の75

補助対象期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日

第3 施行期日

令和6年8月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

長浜市告示第326号

長浜市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年8月1日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、不登校児童生徒の社会的自立を図るとともに、不登校児童生徒の多様な学びの場を確保することを目的として、不登校児童生徒がフリースクール等民間施設を利用するために要する経費に対し、その保護者の経済的負担を軽減し、及び普通教育に相当する教育の機会の確保に資するため、予算の範囲内において長浜市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒のうち、長浜市立小学校、中学校又は義務教育学校（以下「学校」と総称する。）に在籍する者をいう。
- (2) 不登校児童生徒 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第2条第3号に規定する者をいう。
- (3) フリースクール等民間施設 不登校児童生徒を支援する施設であって、次に掲げる基準をいずれも満たすものをいう。
 - ア 不登校児童生徒に対する支援を主たる目的とし、社会的自立を目指す指導・相談を行っていること。
 - イ 教員免許保持者、公認心理士、社会福祉士等の指導・相談に関する専門的知識を有する運営者又は指導・相談スタッフが在籍していること。
 - ウ 性犯罪に関わっていたと市長が別に定める基準に該当したことがある者が、運営者及び指導・相談スタッフとして在籍していないこと。
 - エ 学校の授業時間内（おおむね午前8時30分から午後4時00分まで）に不登校児童生徒の受入れができること。
 - オ 不登校児童生徒及びその保護者の承諾を得て、学校及び市に対し不登校児童生徒及びその家庭の支援に必要な情報交換その他の連携・協力が可能であること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、児童生徒の保護者であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第6条の規定による申請のあった日（以下この条において「申請日」という。）前1年以内の期間において、在籍する学校（以下「在籍学校」という。）に延べ30日以上登校していない児童生徒の保護者であること。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。
 - (2) 週1回以上フリースクール等民間施設に通所する児童生徒の保護者であること。ただし、体調不良、忌引きその他市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。
 - (3) フリースクール等民間施設での児童生徒の様子等に関する情報について、フリースクール等民間施設が在籍学校に情報提供することを承諾すること。
 - (4) 申請日の属する年度において、生活保護費又は就学援助費を受給していること。
- （補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、児童生徒の保護者がフリースクール等民間施設に支払う授業料（市長が授業料に準ずるものとして認めるものを含む。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は補助対象経費としない。

- (1) 入会金、年会費、入学金その他のフリースクール等民間施設の利用の準備に係る費用
- (2) フリースクール等民間施設の利用に係る交通費
- (3) 寮費、教材費、実習費、イベント参加費その他のフリースクール等民間施設の利用に伴う実費負担に係る費用
- (4) フリースクール等民間施設の体験利用に係る費用

3 補助対象経費は、児童生徒1人当たり、生活保護費を受給する世帯にあつては月額10,000円、就学援助費を受給する世帯にあつては月額14,000円を限度とする。

4 2施設以上のフリースクール等民間施設を利用する場合の補助対象経費は、これを合計した金額とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、第8条第2項に規定するフリースクール等民間施設を利用した期間の区分ごとに算定するものとし、次の各号に掲げる補助対象者の属する世帯の区分に応じ、補助対象経費に当該各号に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、フリースクール等民間施設を利用した月数に10,000円を乗じて得た額を限度とする。

- (1) 生活保護費を受給する世帯 100分の100
- (2) 就学援助費を受給する世帯 100分の75

（対象者の認定申請）

第6条 補助対象者として認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、長浜市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金対象者認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 紹介パンフレット等のフリースクール等民間施設の概要が確認できる書類
- (2) 契約約款等の契約条項が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

（対象者の認定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容を審査のう

え、認否を決定するものとする。この場合において、市長は、当該児童生徒の在籍学校の校長に意見を聴取できるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助対象者として認定すると決定したときは、長浜市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金対象者認定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により補助対象者として認定しないと決定したときは、長浜市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金対象者否認定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請等）

第8条 前条第1項の規定により補助対象者として認定を受けた者（以下「補助認定者」という。）が補助金の交付を受けようとするときは、長浜市フリースクール等民間施設利用児童生徒補助金交付申請書兼請求書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) フリースクール等民間施設の利用状況報告書（様式第5号）
- (2) 領収書の写し等の補助対象経費の支払状況が確認できる書類
- (3) 振込口座の情報が確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 補助認定者は、次の表の左欄に掲げるフリースクール等民間施設を利用した期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる申請期間に前項の規定による申請をしなければならない。ただし、当該期間に申請書を提出することが困難と市長が認める場合は、この限りでない。

施設を利用した期間	申請期間
4月8日から7月20日まで	7月21日から8月31日まで
9月1日から12月23日まで	12月24日から翌年1月31日まで
1月7日から3月24日まで	3月25日から3月31日まで

（交付の決定等）

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容を審査のうえ、交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金の額を確定し、長浜市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付決定通知書（様式第6号）により補助認定者に通知し、及び補助金を交付するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金を交付しないと決定したときは、長浜市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金不交付決定通知書（様式第7号）により補助認定者に通知するものとする。

（補助金の実績報告）

第10条 規則第14条第1項に規定する実績報告は、第8条第1項に規定する長浜市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付申請書兼請求書及びその添付書類の提出をもってなされたものとみなす。

（補助金の額の確定）

第11条 規則第15条第1項に規定する補助金の額の確定は、第9条第2項の規定による交付決定をもってなされたものとみなす。

(補助金の交付決定の取消し及び不当利得の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金を受けた者に対し、第9条第2項の規定による交付決定を取り消し、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、長浜市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付決定取消通知書兼返還請求書（様式第8号）により当該補助認定者に通知するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和6年8月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

(告示の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第12条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

長浜市長 あて

(〒 -)

申請者 住 所
名 前
電話番号

長浜市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金対象者認定申請書

年度において、長浜市フリースクール利用児童生徒支援補助金を交付されるよう、長浜市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

ふりがな 児童生徒名	
学校・学年	長浜市立 第 学年 組
利用施設名 (2 施設以上の場合はすべて記入)	

添付書類

- (1) 紹介パンフレット等のフリースクール等民間施設の概要が確認できる書類
- (2) 契約約款等の契約条項が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

承諾書（必須）

標記の補助金の交付資格の認否決定のため長浜市長が、私の生活保護費及び就学援助費の受給状況を関係機関（長浜市のみ）に照会を行うこと並びにフリースクール等民間施設が、当該フリースクール等民間施設での児童生徒の様子等を在籍学校に情報提供を行うことを承諾します。			
年	月	日	
保護者名			
(生年月日	年	月	日)

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 年 月 日 号

様

長浜市長

長浜市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金対象者認定通知書

年 月 日付けで対象者認定申請のありました標記の補助金については、下記のとおり補助対象者と認定することを決定しましたので、長浜市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

記

補助年度	年度
児童生徒名	
学校・学年	長浜市立 第 学年 組
利用施設名	

様式第 3 号（第 7 条関係）

第 年 月 日 号

様

長浜市長

長浜市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金対象者否認定通知書

年 月 日付けで対象者認定申請のありました標記の補助金については、下記の理由から認定しないことを決定しましたので、長浜市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付要綱第 7 条第 3 項の規定により通知します。

記

補助年度	年度
児童生徒名	
否認定理由	

長浜市長 あて

長浜市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付申請書兼請求書

長浜市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請し、請求します。

記

1 申請者の状況等

補助年度	年度	
保護者 (申請者)	住所	〒
	氏名	
	電話番号	
児童生徒	(ふりがな)	
	氏名	
	在籍校名	長浜市立 第 学年 組
利用フリースクール等民間施設名 (2施設以上の場合は全て記入)		

※太枠の中を記入してください。

2 補助金交付申請額及び請求額

利用年月	授業料（利用料）	補助対象経費
年 月分	円	円
年 月分	円	円
年 月分	円	円
年 月分	円	円
年 月分	円	円
		(合計) 円

補助対象経費の合計 (1,000 円未満切り捨て)	補助率	補助金交付申請額及び請求額 (1,000 円未満切り捨て) (限度額：利用した月数×1万円)
円		円

※太枠の中を記入してください。太枠以外は、教育委員会で算出し記載します。

3 振込口座

金融機関 名	銀行 金庫 組合						本・支店 本支所 出張所
預金の種類	1 当 座 預 金			2 普 通 預 金			
口座番号							
口座名義	(ふりがな)						

※口座名義は、申請者と同じものにしてください。

※太枠の中を記入してください。

添付書類

- (1) フリースクール等民間施設の利用状況報告書（様式第5号）
- (2) 領収書の写し等の補助対象経費の支払い状況が確認できる書類
- (3) 振込口座の情報が確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

長浜市長 あて

フリースクール等民間施設の利用状況報告書

1. 利用状況

児童生徒名		
利用年月	通所日・曜日・時間	通所回数
年 月分		回
年 月分		回

年 月分		回
年 月分		回

2. フリースクール証明欄

上記のとおり本施設に通所したことを証明します。 令和 年 月 日 所 在 地 施設の名称 代表者名 (自署又は記名押印)	
--	--

第 年 月 日 号

様

長浜市長

長浜市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました標記の補助金については、下記のとおり交付することを決定しましたので、長浜市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

記

補助年度	年度	利用期間	年 月～ 年 月
補助対象経費の合計		円	
補助率		1 0 0 分の（ ）	
補助金交付決定額		円	

第 年 月 日

様

長浜市長

長浜市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました標記の補助金については、下記の理由から交付しないことを決定しましたので、長浜市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付要綱第 9 条第 3 項の規定により通知します。

記

補助年度	年度
児童生徒名	
不交付理由	

第 年 月 日 号

様

長浜市長

長浜市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金
交付決定取消通知書兼返還請求書

年 月 日付け 第 号で通知した標記の補助金の交付決定については、下記の理由により取り消すことに決定したので、長浜市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付要綱第 1 2 条第 2 項の規定により通知します。
既に交付した同補助金は、併せて返還を請求しますので期限までに納付してください。

記

補助年度	年度
児童生徒名	
取消理由	

【返還対象の補助金】

交付した補助金額	円
返還請求額	円
納付期限	年 月 日

令和7年度 幼稚園・保育所・認定こども園入園(入所)募集要項

教育委員会事務局 幼児課

[1] 児童の年齢について

- [5歳児] 平成31年(2019年)4月2日生まれ～令和2年(2020年)4月1日生まれ
 [4歳児] 令和2年(2020年)4月2日生まれ～令和3年(2021年)4月1日生まれ
 [3歳児] 令和3年(2021年)4月2日生まれ～令和4年(2022年)4月1日生まれ
 [2歳児] 令和4年(2022年)4月2日生まれ～令和5年(2023年)4月1日生まれ
 [1歳児] 令和5年(2023年)4月2日生まれ～令和6年(2024年)4月1日生まれ
 [0歳児] 令和6年(2024年)4月2日生まれ～

[2] 各園の名称等について

別紙一覧表のとおり

[3] 入園(入所)関係書類の配布について

1 配布開始日及び配布場所

配布開始日	令和6年9月9日(月)
配布場所	各幼稚園・保育所・認定こども園、幼児課、くらし窓口課 ※市ホームページにも掲載

2 配布方法

保護者等が、上記配布場所いずれかにて関係書類を受け取るか、市ホームページからダウンロードする。

[4] 幼稚園及び認定こども園(短時部)の入園申込みについて

1 入園できる児童

長浜市内在住者の子で、3歳児から5歳児までの者とする。

2 入園申込受付期間及び受付場所

受付期間	令和6年10月8日(火)～18日(金)の平日
受付時間	午前8時30分～午後5時15分
受付場所	各幼稚園・認定こども園

3 申込方法

保護者が申込関係書類を作成し、園に提出する。

※市立は通園区の園、私立は入園希望園

※受付期間内必着にて、郵便(簡易書留)または電子申込も可

[5] 保育所及び認定こども園(長時部)の入所申込みについて

1 入所できる児童

長浜市内在住者の子で、保護者等が就労、病気、出産、看護等のため家庭での保育が困難な0歳児から5歳児までの者とする。ただし、保育年齢は園により異なる。

2 入所申込受付期間及び受付場所

受付期間	令和6年10月8日(火)～18日(金)の平日
受付時間	午前8時30分～午後5時15分
受付場所	各保育所・認定こども園、幼児課、くらし窓口課

3 申込方法

保護者が申込関係書類を作成し、入所を希望する園（第1希望園）に提出する。

入所を希望する園に提出できないときは、幼児課もしくはくらし窓口課へ提出する。

※受付期間内必着にて、郵便（簡易書留）または電子申込も可

[6] 入園（入所）決定について

令和7年1月下旬に通知

[7] 令和7年度の主な変更点

保育所及び認定こども園（長時部）の入所申込みについて、次年度から本格稼働を予定している入所申込調整の電子化を見据えた仕組みを事前に整えるため、また、保育の必要性が高い家庭に対して更に適切に利用案内ができるよう見直しを行うものであり、主なものは次のとおり。

①第1次調整における複数園調整の実施

現在は第1希望施設のみで入所調整を行っているものを、保育の必要性が高い児童に対して早期に利用施設が決定できるようにするため、複数園（第2希望、第3希望）も含めて調整を行う。

②申込書類の統合

申込みには、2枚の書類（支給認定申請書と施設利用申込書）への記載が必要であるものを、保護者の記載手間負担軽減のため、1枚（申請書兼申込書）とする。

③申込手続きの電子化

申込手段の拡充のため、専用電子フォームによる申込みも可能とする。紙媒体による申込みも継続し、保護者が選択する。なお、幼稚園・認定こども園（短時部）への申込みも同様とする。

各園一覧表

<別紙>

		園名（申込先）	所在地	電話
【幼稚園】	市立	長浜幼稚園	朝日町5番14号	62-0089
		長浜北幼稚園	三ツ矢元町19番24号	62-0861
		長浜西幼稚園	相撲町604番地6	62-3000
		わかば幼稚園	八幡東町520番地1	62-3495
		神照幼稚園	新庄寺町480番地	63-0584
		南郷里幼稚園	新栄町626番地	63-3723
		北郷里幼稚園（令和7年4月1日から休園）	春近町196番地1	62-1498
		湖北幼稚園	湖北町速水909番地2	78-2003
【保育所】	市立	北保育園	神照町596番地	62-7038
		さくらんぼ保育園	西上坂町1158番地	63-2755
		一麦保育園	湖北町山本3089番地	79-1134
	私立	長浜梅香乳児保育園	三ツ矢元町24番3号	68-3088
		ほいくえんももの家	大戌亥町1260番地	64-3500
		チャイルドハウス	田村町1606番地	64-4822
		ひよこ乳児保育園	小堀町66番地1	63-8892
		しらやま保育園	加納町990番地	63-9880
【認定こども園（短時部・長時部）】	市立	六荘認定こども園	勝町491番地	62-7036
		あざい認定こども園	大依町1232番地	74-8488
		びわ認定こども園	八木浜町26番地1	72-2150
		とらひめ認定こども園	五村371番地1	73-8081
		たかつき認定こども園	高月町東柳野15番地1	85-8600
		きのもと認定こども園	木之本町木之本698番地2	82-8600
		よご認定こども園	余呉町東野363番地	86-2345
		にしあざい認定こども園	西浅井町塩津中2066番地	88-8111
		長浜南認定こども園	加田町2727番地	63-1913
	私立	認定こども園 長浜梅香保育園	三ツ矢元町17番25号	63-7872
		長浜愛児園	八幡東町562番地	63-4650
		カトリック長浜こども園	南高田町47番地	62-1499
		レイモンド長浜南こども園	高橋町84番地	53-3450
		長浜学舎	新庄中町207番地	62-2008
		レイモンド長浜こども園	南小足町324番地3	68-2480
		小谷こども園	小谷丁野町2481番地1	78-2006
		速水こども園	湖北町速水2277番地	78-0075